

4月から

国民年金の 手続きが変わります

地方分権一括法の施行により、平成十四年四月から、これまで市が行っていた事務が国に移管されるなど、国民年金の手続きが一部変更になります。

**納付書は
国が発行します**

現在は区役所が現年度の国民年金保険料の納付案内書を発行していますが、平成十四年四月分からは国

（社会保険事務所）が発行します。また、四月分以降の保険料の納付期限は翌月末となります。これに伴い口座振替自動払い込みの振替日も同様に変更になります。さらに、納付窓口が、全国の銀行・郵便局・

農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫に広がります。なお、札幌市が発行した平成十三年度分の納付案内書は、四月末日を過ぎると使用できなくなりますのでご注意ください。

**第三号被保険者の届け出が
事業主経由になります**

現在は第三号被保険者（厚生年金・共済組合の加入者に扶養されている二十歳以上六十歳未満の配偶者）に該当したときの届け出は、本人が区役所で行っています。

四月以降、この届け出は健康保険の被扶養届と一緒に配偶者の事業主または共済組合が社会保険事務所に提出することになります。また、第三号被保険者の住所変更届も事業主経由で提出することとなります。

**老齢基礎年金の
請求窓口が変わります**

現在は第一号被保険者期間（自営

相談窓口

保険料の納付記録・加入期間・受給資格に関する相談は社会保険事務所です。

お住まいの区	担当の社会保険事務所
中央・南	札幌西社会保険事務所 ☎241-7281
北・西・手稲	札幌北社会保険事務所 ☎717-4111
東・白石・豊平	札幌東社会保険事務所 ☎832-5300
厚別・清田	新さっぽろ社会保険事務所 ☎892-9310

業・自由業・学生など）第三号被保険者期間（サラリーマンの妻など）のみの方の老齢基礎年金の請求を区役所で受け付けています。四月からは、「第三号被保険者期間のみの方」と「第一号被保険者期間以外に第三号被保険者期間のある方」は、お住まいの区を担当する社会保険事務所が請求窓口となります。区役所で受け付けるのは「第一号被保険者期間のみの方」となります。

こんなとき どうする 届け先

国民年金に入る・やめる

20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金に加入の手続きをする	区役所
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする（被扶養者配偶者も同様）	区役所
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	第三号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
第三号被保険者の住所が変わったとき	住所変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第三号被保険者から第一号被保険者への種別変更の手続きをする	区役所
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第一号被保険者 区役所 第三号被保険者 配偶者の勤務先

保険料を納める

口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替依頼書を提出する	社会保険事務所・銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	社会保険事務所
収入が少ないとき	全額または半額免除の申請をする（半額免除は平成14年度から）	区役所
学生で収入が少ないとき	学生納付特例の申請をする	区役所

年金をもらう

65歳になったとき	老齢基礎年金の受給手続きをする	第一号被保険者期間のみ 区役所 第三号被保険者期間を含む 社会保険事務所
障害を持ったとき	障害基礎年金の受給手続きをする	初診日に第一号被保険者 区役所 初診日が第三号被保険者期間の場合 社会保険事務所
死亡したとき	国民年金加入中 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	区役所
	国民年金受給中 死亡届・未支給年金の請求	老齢基礎年金 社会保険事務所 障害基礎年金・遺族基礎年金 区役所

保険料半額免除制度がスタート

平成14年度から、保険料をより納めやすくするため、前年の所得が一定以下の第一号被保険者の方を対象に、従来の全額免除に加え、申請に基づき保険料の半額を免除（半額を納付）する「半額免除制度」が始まります。なお、学生は学生納付特例制度があるため、半額免除は適用されません。

半額免除を受けた期間（半額納付分を納めた場合）は、老齢基礎年金の年金額が、全額納めた場合の3分の2として計算されます。

学生納付特例制度の対象範囲が拡大

平成14年4月から、夜間部、通信制、定時制に在学の学生も、学生納付特例制度の対象となります。

申請免除・学生納付特例の申請は、これまで通りお住まいの区の区役所（17ページ）年金係で受け付けます。